

災害時の応急対策に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と大分市電気工事協同組合（以下「乙」という。）とは、大分市内において、災害時の大分市の指定する避難所及び大分市が管理する公共施設等（以下「避難所等」という。）において停電等が発生した場合の応急処置の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、大分市内で発生した災害時における避難所等において停電等が発生し使用不能となった場合、甲が応急対策を実施するために必要な人員及び資機材等の提供について、乙の協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（市の要請）

第2条 甲は、避難所等において停電等が発生し復旧のための応急対策が必要な場合、乙に対して作業に必要な人員の出動及び資機材の調達（以下「出動等」という。）を要請することができる。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとり、その結果を甲に連絡するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の規定により乙に出動等を要請する場合は、電話等により被害状況、必要資機材、必要場所、作業内容等を連絡するものとする。

（応急対策の実施方法）

第5条 乙は、甲が派遣する職員の指示に従い、作業の実施、資機材の調達等の応急対策を行うものとする。ただし、甲の職員が派遣されていないときは、乙は、電話等で甲の指示を仰ぎ応急対策を実施するものとする。

（状況報告）

第6条 乙は、応急対策に着手したときは、状況を速やかに甲に報告するものとする。又、必要に応じて作業の進捗状況等も適時報告するものとする。

(経費負担)

第7条 乙が実施した応急対策について要した経費については、原則として乙が負担する。ただし、特別な事情がある場合には甲乙協議により負担割合を決定する。

(災害補償)

第8条 乙は、当該作業に従事する者が作業中に災害に遭った場合は、労働者災害補償保険法に基づき、乙が責任を持って対応するものとする。

(組織の変更)

第9条 甲乙ともに組織の変更が生じた場合には、速やかに書面にて届出ることとする。

(有効期限)

第10条 本協定書は、締結の日より1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改正又は廃止等の意思表示がない場合は継続されるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、両者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 22 年 3 月 26 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市長 釘宮 磐

乙 大分市大字片島440番2

大分市電気工事協同組合

理事長 松木 年廣